



発行 東京都

目次

61

公 告

- 平成二十六年行政監査の結果に関する報告の公表
.....（東京都監査委員）..... 一
- 平成二十六年工事監査の結果に関する報告の公表
.....（同）..... 二

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成26年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年7月10日

東京都監査委員	山田忠昭
東京都監査委員	上野和彦
東京都監査委員	友渕宗治
東京都監査委員	筆谷勇
東京都監査委員	金子庸子

債権管理について

第1 監査の概要

1 監査の目的

都では、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）に基づき、各局に債権管理者を設置し、マニュアル・債権管理台帳等を整備するなど、債権管理の体制を整え、債権管理の一層の適正化を図ることとしている。

そこで、各局において、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象債権の選定

平成22年行政監査（債権管理について）において監査を実施した債権を原則として除いた上で、未収金額、債権数等が大きいものを中心として、貸付金、使用料など債権の性質を考慮して選定した。

(2) 対象局及び対象債権

監査の対象とした局及び債権は、表1のとおりである。

（表1）対象局及び対象債権

対象局	対象債権	債権の類型（注）
財務局	地所賃貸料	私債権
生活文化局	青英資金貸付金	私債権
	住宅資金貸付金	私債権
都市整備局	保留床譲渡代金の延納制度（長期分割）に係る契約違約金（市街地再開発）	私債権
	清算金収入（土地区画整理）	強制徴収公債権
	地所賃貸料	私債権
	東京都母子福祉資金貸付金	私債権
福祉保健局	東京都女性福祉資金貸付金	私債権
	生活保護費弁償金（西多摩福祉事務所）	非強制徴収公債権
	生活保護費過年度返還金（西多摩福祉事務所）	非強制徴収公債権
病院経営本部	医療未収金（個人分）	私債権
建設局	原因者負担金（物品その他）	強制徴収公債権

（注）ここでは、債権の類型を次のように表示している。

- 強制徴収公債権：地方自治体が自ら強制執行を行うことができる公法上の債権
- 非強制徴収公債権：地方自治体が自ら強制執行を行うことができない公法上の債権
- 私債権：私法上の債権

3 実地監査の場所及び期間

(1) 実地監査場所

実地監査を行った局及び所は表2のとおりである。

(表2) 実地監査場所一覧

対象局	事業所
財務局	_____
生活文化局	_____
都市整備局	第一区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所
福祉保健局	西多摩福祉事務所
病院経営本部	広尾、大塚、駒込、墨東各病院、多摩総合医療センター、神経病院、小児総合医療センター、松沢病院
建設局	第一、第四、第六各建設事務所

(2) 実地監査期間

平成26年10月1日から同年11月5日まで

4 監査の観点

- (1) 収入管理について、調定は網羅的か、調定・収入データは正しく保持されているか。
- (2) 滞納整理について、滞納整理は公平、効果的かつ効果的に行われているか。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、各局に対して改善を求めた指摘事項は、11件であった。

(1) 収入管理について

各種帳票類を突合するなど、監査を実施した限りに対して、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 滞納整理について

滞納整理については、各局が独自に又は財務局及び主税局が定めた債権管理マニュアル（以下「債権管理マニュアル等」という。）に基づいて各局が行っており、監査を実施した中では、債権管理マニュアル等に基づいた滞納整理が行われている事例も見受けられた。

しかしながら、

- ① 督促・催告・所在調査等が債権管理マニュアル等に基づいて行われていないもの
- ② 部署間の連携が十分でないために債権回収の進捗管理が適切に行われなかったもの

など、各局に対して改善を求めた指摘事項が11件あった。
債権管理マニュアル等では、滞納が発生した場合に督促を行うこと、督促を行っても滞納が解消しない場合に催告を行うこと等、段階的な事務手続を定めている。

また、単独部署での滞納整理が困難な案件については、部署間の連携が必要である。
滞納整理を適正に進めるためには、関係部署の連携の下、それぞれが各段階の事務手続を確実に実行し、滞納が解消しない場合には、速やかに次の段階の滞納整理事務を執ることが求められる。

2 監査項目別の指摘事例

(1) 債権管理の取組について

ア 債権管理の取組を適切に行うべきもの

(指摘事項1 各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組を適切に行うべきもの)
(病院経営本部)

病院経営本部では、各都立病院において標準的なフローに沿った滞納整理を行っても回収が困難な案件について、各都立病院から案件を引き継いでいる。
本部が、豊島病院及び駒込病院から引き継いだ滞納案件についてみたところ、滞納者との折衝・交渉が4年5か月以上行われていない事例が42件見受けられた。

(2) 部署間の連携について

ア 部署間の連携を確実に、債権の進行管理を適切に行うべきもの

(指摘事項 2 本部と病院との引継ぎを十分確実に、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの)

(病院経営本部)

広尾病院で発生した診療料等の未収金について、病院は平成20年に病院経営本部へ当該債権の回収に必要な折衝・交渉等の事務を引き継いだ。

本部では、平成22年度半ばまでに当該債権の回収事務を病院へ返却したとしているが、病院では返却された認識がなく、その後の対応を全くしていない。

このように部署間の引継ぎが確実に行われず、債権回収の進行管理が適切でない事例が見受けられた。

(3) 督促について

ア 時効中断の効力がある督促を行うべきもの

(指摘事項 3 未収金の支払を督促すべきもの)

(病院経営本部)

駒込病院では、東京都立病院条例に基づき、患者等から診療料等を徴収しており、Bに係る診療料等が270万9,120円未納となっている。

このうち、112万4,050円については、東京都債権管理条例に基づいて時効中断の効力がある督促を行うべきであるにもかかわらず、督促を行っていない事例が見受けられた。

(4) 催告について

ア 各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの

(指摘事項 5 都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの)

(福祉保健局)

福祉保健局では、都外転出者に係る東京都母子福祉資金貸付金の償還事務を行っている。

当貸付金の償還については、督促を行っても未収金の納付がない場合には催告を行うこと、催告を行っても未収金の納付がない場合には滞納者に対して、毎年度、未収金額全額について一斉催告を行うことが債権管理マニュアルで定められている。

しかしながら、督促後に行うべき催告及び一斉催告が、平成25年度以降は全く行われていないことが認められた。

(5) 効果的・効率的な滞納整理について

ア 滞納整理事務を効果的・効率的に行うべきもの

(指摘事項 9 滞納整理事務を適切に行うべきもの)

(財務局)

財務局では、地所貸料の滞納整理に関する事務取扱に基づいて、地所貸料の滞納整理を行っている。事務取扱では、滞納案件について徴収の停止をした場合には一定期間ごとに財産調査を実施し、対応方針を決定することなどが定められている。

しかしながら、局では、徴収停止相当とされた滞納案件について、局としての判断及びその後の状況確認を長期間行っていない事例が見受けられた。

長期にわたる滞納整理事務の空白を招かないよう進行管理を行い、個々の状況に応じた効果的な事務の進め方を判断し、滞納整理事務を適切に行うべきである。

3 指 摘 事 項

(1) 債権管理の取組について

ア 債権管理の取組を適切に行うべきもの

(指摘事項1)

○ 各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組を適切に行うべきもの

都立病院は、未納となっている診療料等について、病院経営本部が定めた病院経営本部債権管理事務処理要綱、東京都病院経営本部診療未収金管理要領及び個人未収金業務マニュアルにより、患者等に対して督促、出張整理その他債権の保全及び取立てに必要な措置を講ずることとしている。

しかしながら、要綱及び要領に基づく措置が困難な案件については、本部が各都立病院から案件を引き継ぎ、本部職員が患者等に対して債権回収に必要な折衝・交渉を行っている。

ところで、監査日（平成26.10.30）現在における本部引継案件のうち、豊島病院（31件、未収金額合計：745万2,610円（注1、2））及び駒込病院（111件、未収金額合計：324万4,349円（注2））に係るものについて、平成25年度における債権回収の取組状況をみると、表3及び表4のとおり、患者等との折衝・交渉が4年5か月から6年4か月間行われていない状況が認められたことは適切でない。

本部は、各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組を適切に行われたい。

（病院経営本部）

(注1) 豊島病院は、平成21年4月1日付けで公益財団法人東京都保健医療公社に移管されており、本件指摘では移管前に発生し、本部が引き継いでいる案件を対象としている。

(注2) 本部が引き受けた時点での金額である。

（表3）本部が豊島病院から引き継いだ案件に係る取組内容

No.	(A)本部引受日	未収金額(円)	(B)本部が初めて取組を行った日	経過日数(B)-(A)
1	平成21.4.1	324,980	—————	5年6か月29日
2	平成21.4.1	80,350	—————	5年6か月29日
3	平成21.4.1	26,050	—————	5年6か月29日
4	平成21.4.1	18,510	—————	5年6か月29日
5	平成21.4.1	5,820	—————	5年6か月29日
6	平成21.4.1	143,870	平成26.9.12	5年5か月11日
7	平成21.4.1	610,420	平成26.6.6	5年2か月5日
8	平成21.4.1	598,270	平成26.6.6	5年2か月5日
9	平成21.4.1	474,650	平成26.6.6	5年2か月5日
10	平成21.4.1	329,680	平成26.6.6	5年2か月5日
11	平成21.4.1	316,270	平成26.6.6	5年2か月5日
12	平成21.4.1	310,647	平成26.6.6	5年2か月5日
13	平成21.4.1	310,000	平成26.6.6	5年2か月5日
14	平成21.4.1	285,580	平成26.6.6	5年2か月5日
15	平成21.4.1	285,000	平成26.6.6	5年2か月5日
16	平成21.4.1	283,400	平成26.6.6	5年2か月5日
17	平成21.4.1	280,000	平成26.6.6	5年2か月5日
18	平成21.4.1	278,783	平成26.6.6	5年2か月5日
19	平成21.4.1	269,170	平成26.6.6	5年2か月5日
20	平成21.4.1	260,750	平成26.6.6	5年2か月5日
21	平成21.4.1	254,960	平成26.6.6	5年2か月5日
22	平成21.4.1	250,000	平成26.6.6	5年2か月5日
23	平成21.4.1	245,460	平成26.6.6	5年2か月5日
24	平成21.4.1	244,730	平成26.6.6	5年2か月5日
25	平成21.4.1	219,710	平成26.6.6	5年2か月5日
26	平成21.4.1	106,400	平成26.6.6	5年2か月5日
27	平成21.4.1	51,220	平成26.6.6	5年2か月5日
28	平成21.4.1	35,170	平成26.6.6	5年2か月5日
29	平成21.4.1	30,900	平成26.6.6	5年2か月5日
30	平成21.4.1	47,000	平成26.4.11	5年10日
31	平成21.4.1	477,860	平成25.9.26	4年5か月25日
	合計	7,452,610		

(注3) 監査日までに取組実績がなかった5案件に係る経過日数は、本部引受日から監査日（平成26.10.30）までの日数としている。

(表4) 本部が駒込病院から引き継いだ案件に係る取組内容

No.	本部引受日	未収金額 (円)	(A)平成25年度に初めて取組を行った日	(B)左の取組の直前の取組を行った日	経過日数 (A)-(B)
1	平成 19. 7. 5	1, 418, 940	平成 26. 1. 23	平成 19. 9. 5	6年4か月18日
2	平成 19. 7. 20	101, 330	平成 26. 1. 23	平成 19. 11. 20	6年2か月3日
3	平成 19. 7. 5	231, 319	平成 26. 1. 23	平成 20. 10. 3	5年3か月20日
4	平成 19. 7. 5	434, 220	平成 26. 1. 23	平成 21. 1. 15	5年8日
5	平成 19. 7. 20	90, 510	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 4	4年11か月19日
6	平成 19. 8. 3	181, 370	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 6	4年11か月17日
7	平成 19. 7. 5	157, 360	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 6	4年11か月17日
8	平成 19. 7. 20	180, 740	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 19	4年11か月4日
9	平成 19. 7. 5	198, 200	平成 26. 1. 23	平成 21. 3. 7	4年10か月16日
10	平成 19. 7. 20	180, 360	平成 26. 1. 23	平成 21. 3. 23	4年10か月
11	平成 19. 7. 5	70, 000	平成 26. 1. 23	平成 21. 7. 9	4年6か月14日
合計		3, 244, 349			

(2) 部署間の連携について

ア 部署間の連携を確実にし、債権の進行管理を適切に行うべきもの

(指摘事項2)

○ 本部と病院との引継ぎを十分確実にし、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの

広尾病院では、表5のとおり、平成19年8月に生じたAに係る診療料等の未収金30万1, 231円(うち特別室料12万6, 000円)について、一定の督促、催告及び出張調査(現地訪問)を行ったものの、進展がなかった。

このため、病院は、当該案件を回収困難な案件として、平成20年10月に病院経営本部へ引き継いだ。引継ぎ以降は、本部引継案件として、本部で債権回収業務を行っていたが、本部は、平成22年度の半ばまでに再度病院へ返却したとしている。

ところで、Aの未収金は、監査日(平成26. 10. 29)現在、全く回収されていないことから、債権管理票未収金整理簿等(以下「整理簿」という。)を確認したところ、整理簿の記事欄(整理事項及び処理でん末を記載する欄)には、本部引継案件になって以降の取組及び病院に返却されたからの取組が全く記載されておらず、どのような回収努力が行われたのか不明となっている。

これについて調査したところ、本部によれば、平成22年12月から在籍する本部の回収担当職員が、前任者から引き継いだ案件の中にA関連の資料はなかったことから、遅くとも平成22年度の半ばまでに病院へ返却したようであるが、引継状況などの経緯は不明であるとしている。

このため、当該案件は、監査日(平成26. 10. 29)現在、①本部においてどのような回収努力がなされたかが不明となっており、病院もその経緯を把握していないこと、②病院は、本部から引き継がれたという認識がなかったため、その後の対応を全く行っていないことから、債権管理として適切でない。

これは、本部と病院との引継ぎが不十分であったことから生じているものである。本部及び病院は、本部引継案件について、引継ぎを十分確実にし、債権回収の進行管理を適切に行わなければならない。

(病院経営本部)

(表5) Aに係る診療料等の未収金

診療科	診療期間	未収金額
循環器	平成19. 7. 1～平成19. 8. 11	301, 231円

(注) 未収金額は監査日(平成26. 10. 29)現在

（3）督促について

ア 時効中断の効力がある督促を行うべきもの

（指摘事項3）

○ 未収金の支払を督促すべきもの

駒込病院は、東京都立病院条例（昭和36年東京都条例第13号）に基づき、患者等から診療料等を徴収している。

ところで、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）等は、診療料等を納入しない患者等に対し、診療後20日以内に所定の督促状を発行して督促することとしている。

督促とは、債権が納入期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。特に、東京都等の普通地方公共団体が行う督促は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、時効中断（注1）の効力が与えられていることから、債権管理上留意すべき手続となっている。

ところで、病院の未収金管理状況について見たところ、Bに対する未収金270万9,120円のうち、表6のとおり、112万4,050円について督促すべきにもかかわらず、監査日（平成26.10.23）現在、督促していない状況が認められた。

病院は、Bに対し、未収金の支払を督促されたい。

（病院経営本部）

（注1） 時効中断とは、法定事由が発生すると、その事由が発生する前に既に進行してきた時効期間の効力が失われ、その事由が終了した翌日から再び新たに時効期間が進行することをいう。

（表6）Bに係る未収金のうち督促すべきにもかかわらず督促していないもの（単位：円）

No.	診療日（納入期限）	診療料等	未収金額	未督促額
1	平成25.2.25	5,330	5,330	5,330
2	平成25.3.11	38,960	38,960	38,960
3	平成25.3.18	5,330	5,330	5,330
4	平成25.4.1	38,760	38,760	38,760
5	平成25.4.8	14,900	14,900	14,900
6	平成25.4.22	36,450	36,450	36,450
7	平成25.4.30	5,330	5,330	5,330
8	平成25.5.13	44,310	44,310	44,310
9	平成25.5.20	8,500	8,500	8,500
10	平成25.6.3	35,790	35,790	35,790
11	平成25.6.10	8,500	8,500	8,500
12	平成25.6.24	35,790	35,790	35,790
13	平成25.7.1	5,330	5,330	5,330
14	平成25.7.22	35,790	35,790	35,790
15	平成25.7.29	8,300	8,300	8,300
16	平成25.8.12	35,990	35,990	35,990
17	平成25.8.19	5,330	5,330	5,330
18	平成25.9.2	35,790	35,790	35,790
19	平成25.9.24	35,790	35,790	35,790
20	平成25.10.15	47,040	47,040	47,040
21	平成25.10.21	5,330	5,330	5,330
22	平成25.11.11	35,990	35,990	35,990
23	平成25.11.18	8,300	8,300	8,300
24	平成25.12.2	35,790	35,790	35,790
25	平成25.12.9	8,300	8,300	8,300
26	平成25.12.24	35,790	35,790	35,790
27	平成26.1.20	35,990	35,990	35,990
28	平成26.1.27	7,740	7,740	7,740
29	平成26.2.10	35,790	35,790	35,790
30	平成26.3.24	35,790	35,790	35,790
31	平成26.3.31	15,140	15,140	15,140
32	平成26.4.14	40,220	40,220	40,220
33	平成26.4.21	8,670	8,670	8,670

No.	診療日 (納入期限)	診療料等	未収金額	未督促額
34	平成 26. 5. 12	40,220	40,220	40,220
35	平成 26. 6. 2	40,430	40,430	40,430
36	平成 26. 6. 9	8,670	8,670	8,670
37	平成 26. 6. 23	40,220	40,220	40,220
38	平成 26. 6. 30	5,710	5,710	5,710
39	平成 26. 7. 14	40,430	40,430	40,430
40	平成 26. 8. 4	40,430	40,430	40,430
41	平成 26. 8. 11	8,670	8,670	8,670
42	平成 26. 9. 1	40,220	40,220	40,220
43	平成 26. 9. 8	13,810	13,810	13,810
44	平成 26. 9. 22	40,220	40,220	40,220
45	平成 26. 9. 29	8,870	8,870	8,870
	合計	1,124,050	1,124,050	1,124,050

(注2) 未収金額付監査日 (平成26. 10. 23) 現在

(4) 催告について

ア 各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの

(指摘事項4)

○ 借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの

西多摩福祉事務所は、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 及び東京都母子福祉資金貸付条例 (昭和39年東京都条例第166号) (注1) に定める東京都母子福祉資金貸付金について、西多摩郡の町村部における貸付けや、その償還金の徴収・滞納整理 (以下「償還事務」という。) 等の事務を所管している。

当貸付金に関する事務のうち、償還事務に当たっては、「福祉保健局債権管理事務処理要綱」、「東京都母子福祉資金事務取扱要領」、「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」等 (以下「マニュアル等」という。) により、納付期限後も支払がない案件について、借受人・連帯借受人宛ての督促状・催告書の発行や保証人への連帯保証債務履行要請、現地訪問を実施すること等が定められている。

ところで、所の償還事務を見たところ、所が所管する78案件中、表7の30件について、マニュアル等に定められた催告が十分なされていないことが認められた。所は、マニュアル等に基づき、催告を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(注1) 「母子及び寡婦福祉法」及び「東京都母子福祉資金貸付条例」は、改正に伴い平成26年10月1日より「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」に改称している (以下同じ)。

(表7) 適正な催告を実施すべき案件

(単位：円)

No.	未収金額	平成25年度の催告内容	不足している内容
1	340,000*	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人宛て催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
2	20,000*	・無し	借受人への催告等
3	255,000*	・借受人宛て催告書発送1回	連帯借受人への催告等
4	171,250	・無し	借受人への催告等
5	18,000	・無し	借受人への催告等
6	180,000*	・借受人宛て催告書発送2回	連帯借受人への催告等
7	447,200*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等

No.	未収金額	平成25年度の催告内容	不足している内容
8	357,000*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
9	382,500*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
10	10,000*	・未納発生後は無し	借受人への催告等
11	250,000*	・借受人宛て催告書発送2回	連帯借受人への催告等
12	743,850*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	連帯借受人への催告等
13	70,000*	・借受人宛て催告書発送1回	連帯借受人への催告等
14	52,000*	・無し	借受人への催告等
15	252,000	・借受人宛て催告書発送2回	連帯借受人への催告等
16	21,600*	・借受人宛て催告書発送1回	連帯借受人への催告等
17	170,000*	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人宛て催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
18	70,600	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人宛て催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
19	200,000*	・借受人と交渉1回 ・借受人宛て催告書発送2回	連帯借受人への催告等
20	3,000	・無し	借受人への催告等
21	172,969	・借受人宛て催告書発送2回 ・現地訪問1回 ・借受人と交渉1回	連帯借受人への催告等
22	30,500*	・無し	借受人への催告等
23	3,500	・無し	借受人への催告等
24	8,000	・無し	借受人への催告等
25	153,000*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	連帯借受人への催告等
26	127,500	・連帯借受人宛て催告書発送2回 ・現地訪問1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
27	187,200*	・連帯借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
28	114,000*	・借受人宛て催告書発送1回 ・現地訪問1回	連帯借受人への催告等
29	88,910	・無し	借受人への催告等
30	29,000*	・無し	連帯借受人への催告等
合計	4,928,579		

(注2) 未収金額は平成26年7月末現在
(注3) 未収金額に「*」が行してあるものは、平成26年8月以降に償還の対象となる分割債務が
残存しているもの

(指摘事項5)

○ 都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの

福祉保健局は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び東京都母子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に定める東京都母子福祉資金貸付金について、都内の市町村部で当該資金を借り受けた後に都の区域内に住所を有しなくなった借受人（以下「都外転出者」という。）に係る償還事務を行っている（注1、2）。

償還事務に当たっては、福祉保健局債権管理事務処理要綱及び東京都母子福祉資金事務取扱要領に基づいた東京都母子福祉資金貸付金（都外転出者）滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）により、督促後1か月経過しても未収金の納人がない滞納者に対し債権管理者の決定を経て発行した催告書を送付すること、また、それでも未収金の納付がない滞納者に対して、毎年度、未収金額すべてについて催告書による一斉催告を行うことが定められている。これら催告は、電話催告や現地訪問等、その後の滞納整理事務を円滑に進めるための前提となる手続である。

ところで、局の償還事務をみたところ、監査日（平成26.10.31）現在、平成25年度以降に行った督促について、その後に行うべき催告書の送付を全く行っていないことが認められた。

また、一斉催告についても、平成24年度までは毎年度行われていたものの、平成25年度以降は全く実施されていないことが認められた（実査で確認した滞納案件は表8のとおり）。

局は、マニュアルに基づいて督促後の催告及び一斉催告を適正に行われない。

（福祉保健局）

(注1) 東京都母子福祉資金貸付金は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）により、区部・市部については区市で貸付及び償還の事務を行うと規定している（西多摩郡の町村部は西多摩福祉事務所、島しょ部は支庁が行う）が、市部における都外転出者の償還事務は事務処理特例の対象から除外され、局で行う（西多摩郡の町村部、島しょ部における都外転出者の償還事務は東京都母子福祉資金貸付規則（昭和39年東京都規則第320号）及び東京都支庁長委任規則（昭和44年東京都規則第32号）により、局で行う）。

(注2) 都外転出者に係る平成25年度の収入未済額は1億2,541万3,242円である。

(表 8) 実査で確認した滞納案件 (全て催告未実施) (単位:円)

No.	貸付決定年月日	貸付金額	未収金額 (元金・利子計) (注3)
1	昭和 61. 4. 28	756, 000	743, 400
	昭和 61. 2. 6	65, 000	60, 000
2	平成 8. 10. 14	100, 000	97, 880
	平成 15. 11. 25	2, 544, 000	25, 440
3	平成 15. 11. 25	425, 000	31, 860
	平成 4. 4. 9	576, 000	141, 600
4	平成 4. 4. 9	210, 000	54, 250
	平成 3. 4. 19	1, 824, 000	1, 026, 000
5	平成 3. 3. 5	80, 000	32, 048
	平成 18. 4. 28	1, 944, 000	583, 200
7	平成 7. 3. 20	312, 000	15, 600
	昭和 61. 4. 1	756, 000	96, 000
8	平成元. 3. 10	360, 000	46, 000
	平成 4. 3. 18	1, 599, 000	938, 000
9	昭和 46. 12. 6	200, 000	209, 376
10	平成 10. 11. 5	840, 000	75, 000
11	平成 20. 10. 20	309, 000	100, 478
12	平成 9. 1. 29	936, 000	93, 600
13	平成 17. 11. 28	260, 000	264, 635
14	平成 9. 7. 28	1, 692, 000	56, 400
15	平成 3. 4. 5	264, 000	147, 400
	平成 3. 3. 15	70, 000	21, 000
16	平成 2. 8. 21	190, 000	160, 225
	平成 4. 8. 20	210, 000	208, 545
17	平成 5. 4. 20	220, 000	216, 000
	平成 13. 10. 31	864, 000	864, 000
18	平成 14. 8. 16	285, 000	154, 375
	平成 15. 1. 20	309, 000	267, 800
19	平成 15. 1. 20	60, 000	54, 000
	平成 17. 2. 14	249, 000	232, 113
20	平成元. 12. 11	540, 000	510, 000
	平成 14. 4. 12	190, 000	187, 850
20	平成 14. 4. 12	1, 200, 000	150, 000
	平成 14. 4. 12	390, 000	48, 750

No.	貸付決定年月日	貸付金額	未収金額 (元金・利子計) (注3)
21	平成 4. 6. 24	282, 000	128, 745
22	平成 12. 12. 14	515, 000	338, 404
23	昭和 59. 5. 7	720, 000	400, 000
24	平成 7. 4. 14	2, 112, 000	255, 200
25	平成 10. 4. 9	768, 000	264, 000
	平成 10. 4. 6	85, 000	25, 000
26	平成 14. 2. 28	2, 832, 000	908, 600
27	平成 12. 3. 3	390, 000	117, 000
28	平成 14. 10. 4	300, 000	318, 780
29	平成 4. 5. 8	960, 000	432, 000
	昭和 63. 3. 12	535, 000	12, 000
30	平成 14. 4. 12	1, 632, 000	217, 000
	平成 13. 11. 13	390, 000	93, 000
31	平成 9. 12. 25	204, 000	184, 513
合計		32, 554, 000	11, 607, 067

(注 3) 未収金額は平成 26 年 9 月末現在

(指摘事項6)

- 速やかに催告等を行うべきもの

駒込病院では、表9のとおり、平成24年1月に生じたCに係る診療料等の未収金59万8,800円(うち特別室料43万2,000円)について、一定の督促、催告を行ったものの、進展がなかった。

このため、病院は、当該案件を平成24年8月に弁護士委任案件(病院経営本部が契約に基づき、個別案件の債権回収業務を弁護士に委任する。)として本部に提出し、これ以降、当該案件は、弁護士が病院と連絡調整を行いながら、債権回収業務を担当している。

その後、当該案件について、弁護士が、Cとの交渉を続けた結果、平成25年12月16日に弁護士が代理人となり、病院とCは、当該診療料等を支払う「合意書」を締結するに至った。

合意書の内容は、診療料等59万8,800円について、Cが支払義務のあることを認め、分割払いとして、毎月末に5万円(最終回は4万8,800円)を病院に支払うことが取り決められている。

また、この合意書の決定行為は、病院が行っており、合意書の内容について、当然ながら病院も把握している。

ところで、合意書の内容どおり支払が行われているかみたところ、Cの未収金は、監査日(平成26.10.23)現在、全く支払われていなかった。このため、債権管理票未収金整理簿で催告等の状況を確認したところ、合意書による最初の分割支払期日(平成25年12月末)から半年以上経過した平成26年8月15日になってから、病院はCに対して電話催告及び文書による支払督促を行っていることが認められた。

合意書の内容によれば、平成25年12月から月末に5万円を支払う約束となっており、そのため、支払いが無ければ、その時点で、速やかにCに対して電話催告等をするべきところ、これを行っていないことは適切でない。

病院は、合意書の内容どおり支払が行われていない場合は、速やかに催告等を行わなければならない。

(病院経営本部)

(表9) Cに係る診療料等の未収金

診療科	診療期間	未収金額
脳外科	平成23.12.20~平成24.1.15	598,800円

(注) 未収金額は監査日(平成26.10.23)現在

(指摘事項7)

- 適正な催告を実施すべきもの

豊東病院は、病院経営本部債権管理事務処理要綱、東京都病院経営本部診療未収金管理要綱及び個人未収金業務マニュアル(以下「マニュアル等」という。)により、診療料等の医業未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。

マニュアル等では、納付期限後も支払がない案件について、電話催告の後に督促状を送し、なお支払がない未収金総額2,000円以上の案件について催告書を送付すること、さらにそれらを行っても支払がない未収金総額4,000円以上の案件について、法的措置等の旨を記載した最終催告書を送付すること等が定められている。

ところで、病院の徴収・滞納整理等の事務をみたところ、監査日(平成26.10.17)現在、表10の10件について、マニュアル等に定められた催告書・最終催告書の送付が実施されていないことが認められた。

病院は、マニュアル等に基づき、適正な催告を実施されたい。

(病院経営本部)

(表10) 適正な催告を実施すべき案件

(単位:円)

No.	未収金額	平成25年度の催告の内容	不足している内容
1	7,620	・催告書1回	最終催告書の送付
2	82,560	・架電1回	催告書の送付
3	50,370	・架電1回、催告書1回	最終催告書の送付
4	21,570	・架電1回、催告書1回	最終催告書の送付
5	70,320	・架電1回、催告書2回	最終催告書の送付
6	35,490	・架電2回、催告書1回	最終催告書の送付
7	14,920	・架電1回	最終催告書の送付
8	8,680	・架電1回	最終催告書の送付
9	27,480	・無し	最終催告書の送付
10	4,040	・架電1回	最終催告書の送付
合計	323,050		

(注) 未収金額は監査日(平成26.10.16、17)現在